

【別紙】

罹 患 報 告 書

学校 年 組 氏名

発 症 日：令和 年 月 日

診 断 日：令和 年 月 日

医療機関名：_____

診 断 名：_____

解 熱 日：令和 年 月 日
(症状軽快日)

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）：_____

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日（幼児にあっては3日）を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 症状軽快（解熱【平熱[37.5℃未満]に下がること】かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）した日の翌日を初日（1日目）として、1日を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※「症状が軽快」とは、解熱剤等を使用せずに解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあること。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱い、検体採取日から5日を経過するまで。

※発症した日を0日目とします。

【別紙】

〈記入例〉

罹 患 報 告 書

〇〇 学校 〇 年 〇 組 氏名 □□ □□□

発 症 日：令和 5 年 11 月 5 日

診 断 日：令和 5 年 11 月 6 日

医療機関名： 〇〇〇クリニック

医師の証明書は
必要ありません。

診 断 名： インフルエンザ A 型

- ・インフルエンザA型
- ・インフルエンザB型
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・その他

解 熱 日：令和 5 年 11 月 7 日

(症状軽快日)

令和 5 年 11 月 11 日

保護者氏名（自署）： □□ □□

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日（幼児にあっては3日）を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 症状軽快（解熱【平熱[37.5℃未満]に下がること】かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）した日の翌日を初日（1日目）として、1日間を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項

「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間を経過するまで」

【事例】※インフルエンザの場合

11/ 5（木）帰宅後、発症	11/ 6（金）受診して、インフルエンザA型と診断
11/ 7（土）解熱	11/ 9（月）解熱後2日目
11/10（火）発症後5日目	11/11（水）登校可

※保護者が「罹患報告書」を作成し、登校時に学校へ提出する。

※出席停止期間は、11/6～11/10